

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、公益財団法人エコサイクル高知契約事務取扱規程第3条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和8年7月31日

公益財団法人エコサイクル高知 代表理事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場進入道路交差点整備工事 （エコ高知（佐川）第16号）
2 工事場所	高知県高岡郡佐川町加茂
3 工事の概要	高知県高岡郡佐川町加茂地内における管理型産業廃棄物最終処分場の進入道路に接続する国道の車道拡幅工事 施工延長 L=199m アスファルト舗装工 A=2632m ² 重力式擁壁 V=19m ³ 排水工 L=195m
4 工事日数	200日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事前審査方式 入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できるものとする。
7 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（企業評価型） 事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
8 入札手続	建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法 （紙の入札書を入札箱に投かんする方法）
9 低入札価格調査	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	舗装工事
	等級	A等級
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上となる場合には、舗装工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。	
3 営業所の拠点	高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者	
4 施工実績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 1 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） 4 最終請負金額（税込）が4,500万円以上であること。 5 工事分野が道路で業種が舗装工事であること。 6 施工場所が高知県内であること。	
5 配置予定技術者	次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。 なお、請負代金が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の5の規定の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。	
	資格等	1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、舗装工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者（許可業種は問わない。）でないこと。
	従事実績	指定しない。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和8年8月17日（月）午後5時
	提出先	公益財団法人エコサイクル高知佐川町事務所（※第6）
	掲載場所	公益財団法人エコサイクル高知ホームページ (https://www.ecokochi.or.jp)
2 設計図書の閲覧方法	公益財団法人エコサイクル高知ホームページ (https://www.ecokochi.or.jp)	

3 設計図書等の 質疑	提 出 先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: info@ecokochi.or.jp
	提出期限	令和8年8月19日（水）午後5時
	回答期限	令和8年8月26日（水）
4 入札参加資格 の有無の通知	通知期限	令和8年8月20日（木）
5 入札参加資格 のない理由の 説明要求	提出期限	令和8年8月25日（火）午後5時
	回答期限	令和8年9月1日（火）
6 入札日時・場所	日 時	令和8年9月2日（水）午後2時から
	場 所	高知県中央西農業振興センター高吾農業改良普及所2階会議室 （高岡郡佐川町甲1650-1）

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。

（1） 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要 件
企業の評価	1 実績については平成28年度以降に、成績評定については令和3年度以降に元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） 4 最終請負金額（税込）が4,500万円以上であること。 5 工事分野が道路で業種が舗装工事であること。 6 施工場所が高知県内であること。
配置予定技術者の 評価	1 実績については平成28年度以降に、成績評定については令和3年度以降に元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 最終請負金額（税込）が2,500万円以上であること。 4 工事分野が道路で業種が舗装工事であること。 5 従事役職は現場代理人、監理技術者、専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、「同種・類似工事の従事実績の有無」に限り、担当技術者を含む。 6 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

（2） 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
------	------	----

技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成28年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和3年度以降) ※高知県発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
	〃 70点未満	0点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定点 65点未満 無	0点
	〃 有	-5点
舗装工事施工体制	A Sフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のA S舗装工を自社で施工する。	10点
	A Sフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は当該工事のA S舗装工を自社で施工する。	5点
	A Sフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のA S舗装工を下請に発注して施工する。	0点
合計	35点(合計点を6点に換算。)	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成28年度以降)	主任(監理)技術者等又は現場代理人としての実績 有	10点
	担当技術者としての実績 有	5点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和3年度以降)	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点

※高知県発注工事の成績 評定。ただし、高知県発 注工事の実績がない場合 は、国土交通省発注工事の 成績評定点とする。	〃	74点以上 76点未満	7.5点
	〃	72点以上 74点未満	5点
	〃	70点以上 72点未満	2.5点
	〃	70点未満	0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期 間：過去5年間) ・(一社)全国土木施工管 理技士会連合会 ・(公社)日本技術士会 ・(公社)日本建築士会連 合会 ・(一財)建設業振興基金 ・建築設備士関係団体CPD 協議会 ・(公社)土木学会	推奨単位の10分の8以上		10点
	〃	10分の5以上 10分の8未満	7.5点
	〃	10分の3以上 10分の5未満	5点
	〃	10分の1以上 10分の3未満	2.5点
	〃	10分の1未満	0点
配置予定技術者の 資格	1級舗装施工管理技術者		10点
	2級舗装施工管理技術者		5点
	上記以外		0点
合計		45点（合計点を4点に換算。）	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5 点	・ 開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・ 低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
	可	2 点	
	不可	0 点	
施工体制確保の確実性	良	5 点	
	可	2 点	
	不可	0 点	
合計	10 点		

(5) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によ

るもの)を受けた場合において、その対象となった工事

- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者(受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について(様式4)(※該当する場合のみ。) 5 令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 6 特定建設業許可の写し(※該当する場合のみ。) 7 総合評価方式関係資料 表紙 8 企業の評価項目一覧表(様式5) 9 様式5の挙証資料(様式7-1を含む。) 10 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6) 11 様式6の挙証資料(様式8を含む。)
入札書の投かんに際し、提出する書類	工事費内訳書

第6 入札実施機関(問い合わせ先)

〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲1650-1
公益財団法人エコサイクル高知 佐川町事務所
電話 0889-22-4744
FAX 0889-22-4764
E-mail info@ecokochi.or.jp

第7 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 低入札価格調査における失格基準
低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
- (1) 直接工事費 設計金額の85%
 - (2) 共通仮設費 設計金額の80%
 - (3) 現場管理費 設計金額の90%
 - (4) 一般管理費等 設計金額の68%
- 3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏ま

えて入札すること。

- 4 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 6 工事費内訳明細書の提出
 - ① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）
 - ② 工事費内訳明細書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- 7 本工事は、週休2日制工事実施要領における「週休2日制工事（月単位）」の対象工事である。
- 8 本工事は、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（専任特例2号による監理技術者）の配置は認めない。